

令和 8 年 6 月

市 議 会 定 例 会 議 案

銚 子 市

目 次

議案第 1 号	令和 8 年度鉾子市一般会計補正予算（第 1 号）	} 別冊
議案第 2 号	令和 8 年度鉾子市水道事業会計補正予算（第 1 号）	
議案第 3 号	鉾子市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 4 号	鉾子市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第 5 号	鉾子市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第 6 号	東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第 7 号	鉾子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
議案第 8 号	鉾子市消防団条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・	1 3
議案第 9 号	鉾子市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
議案第10号	専決処分の承認を求めることについて（鉾子市市税条例の一部を改正する条例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
議案第11号	専決処分の承認を求めることについて（鉾子市都市計画税条例の一部を改正する条例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2

議案第 3 号

銚子市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

銚子市固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

銚子市長 越 川 信 一

住所 銚子市豊里台 1 丁目

氏名 古 澤 孝 男

以 上

提案理由

銚子市固定資産評価員 小原幸彦が、令和８年３月３１日をもって辞任したため、この後任者として、別紙議案に記載の者を選任しようとするものである。

議案第 4 号

銚子市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
銚子市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求め
る。

令和 8 年 6 月 4 日提出

銚子市長 越 川 信 一

住所 銚子市長塚町 3 丁目

氏名 飯 嶋 孝 夫

以 上

提案理由

銚子市固定資産評価審査委員会委員 飯嶋孝夫は、令和８年７月１９日をもって任期が満了するため、この後任者として、別紙議案に記載の者を選任しようとするものである。

議案第 5 号

銚子市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

銚子市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

銚子市長 越 川 信 一

住所 銚子市笠上町

氏名 坂 尾 清 志

住所 銚子市西小川町

氏名 山 口 昭 彦

住所 銚子市南小川町

氏名 高 橋 律 子

住所 銚子市南小川町

氏名 高 木 伸 行

住所 銚子市高神東町

氏名 伊 東 義 清

住所 銚子市高神東町

氏名 加 瀬 勝 男

住所 銚子市松本町 2 丁目

氏名 宮 内 隆 昌

住所 銚子市長塚町 2 丁目

氏名 長 島 隆 夫

住所 銚子市三宅町 1 丁目

氏名 宮 崎 宏

住所 銚子市高田町 4 丁目

氏名 宮 内 武 夫

住所 銚子市小船木町 1 丁目

氏名 野 中 宏 一

住所 銚子市小船木町 2 丁目

氏名 石 毛 隆

住所 銚子市猿田町

氏名 加 瀬 恵美子

住所 銚子市笹本町

氏名 西 谷 俊 一

住所 銚子市親田町

氏名 常 板 正 洋

以 上

提案理由

銚子市農業委員会の委員は、令和８年７月１９日をもって任期が満了するため、この後任者として、別紙議案に記載の者を任命しようとするものである。

議案第 6 号

東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協
議
について

東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

銚子市長 越 川 信 一

東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約

東総地区広域市町村圏事務組合理約（昭和 46 年千葉県指令第 2072 号）の一部
を次のように改正する。

第 5 章を削る。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可があった日から施行する。

提案理由

東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金を廃止することに伴い、東総地区広域市町村圏事務組合規約を改正することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を経ようとするものである。

議案第 7 号

銚子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定
について

銚子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

銚子市長 越 川 信 一

銚子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
銚子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年銚子市条例第 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 1 7 3 条第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

提案理由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用法令条項にずれが生じたため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 号

銚子市消防団条例の一部を改正する条例制定について

銚子市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

銚子市長 越 川 信 一

銚子市消防団条例の一部を改正する条例

銚子市消防団条例（平成 2 8 年銚子市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「4 4 5 人」を「3 9 5 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

消防団員の定数を実情に合わせたものにするため、条例を改正しようとするものである。

議案第 9 号

銚子市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

銚子市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

銚子市長 越 川 信 一

銚子市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

銚子市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年銚子市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表豊里放課後児童クラブの項位置の欄中「銚子市笹本町 3 5 9 番地の 1」を「銚子市笹本町 3 6 0 番地」に改め、同表に次のように加える。

利根かもめ放課後児童 クラブ	銚子市野尻町 5 5 3 番地
-------------------	-----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表に利根かもめ放課後児童クラブの項を加える改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（銚子市使用料及び手数料条例の一部改正）

- 2 銚子市使用料及び手数料条例（昭和 3 5 年銚子市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 地区コミュニティセンターの部地区コミュニティセンター使用料の項和室（豊里地区コミュニティセンター及び中央地区コミュニティセンターの和室を除く。）の目区分の欄中「豊里地区コミュニティセンター及び」を削る。

提案理由

豊里放課後児童クラブの開設場所を現在の豊里地区コミュニティセンターから豊里小学校へ移設し、令和9年4月1日に開校予定の利根かもめ小学校に放課後児童クラブを設置するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

銚子市長 越 川 信 一

別 紙

令和 8 年専決処分第 3 号

銚子市市税条例の一部を改正する条例制定について

銚子市市税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

銚子市長 越 川 信 一

銚子市条例第 2 2 号

銚子市市税条例の一部を改正する条例

銚子市市税条例（昭和 2 9 年銚子市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 中「道路運送車両法」を「、道路運送車両法」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 1 9 条各号列記以外の部分中「、第 8 1 条の 7 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 8 1 条の 7 第 1 項の申告書、」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 3 4 条の 6 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項または第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて、退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者または特

定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者またはその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦またはひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族または特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第６３条中「が土地」の次に「または家屋」を加え、「、家屋にあつては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

第８０条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第８０条第２項を削り、同条第３項本文中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項

を同条第２項とする。

第８１条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８１条の２第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第８１条の２第２項中「三輪以上の軽自動車の取得者または」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第８１条の４から第８１条の９までを削る。

第８２条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条各号列記以外の部分中「種別割」を「軽自動車税」に、「１台」を「、１台」に改める。

第８３条の見出し並びに同条第１項及び第２項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８５条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８７条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第３３号の４の２様式」を「施行規則第３３号の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「施行規則第３３号の４の２様式」を「施行規則第３３号の４様式」に改める。

第８８条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８９条の見出し並びに同条第１項各号列記以外の部分、第２項各号列記以外の部分及び第３項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９０条の見出し並びに同条第１項各号列記以外の部分、第２項各号列記以外の部分、第４項及び第５項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９１条第２項中「第８０条第３項ただし書」を「第８０条第２項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第７項中「所有し」を「所有し、」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年までまたは」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「附則第19条の2第1項」の次に「、附則第19条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項または第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改

め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項各号列記以外の部分中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改

め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項各号列記以外の部分中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）または同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項の表以外の部分中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項の表以外の部分中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中

「法第４４６条第１項第３号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削る。

附則第１６条の２の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「または第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

附則第１６条の３第３項第２号、第１６条の４第３項第２号及び第１７条第３項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第１７条の２第１項各号列記以外の部分中「令和８年度」を「令和１１年度」に改め、同条第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に、「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域または特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項または第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 18 条第 5 項第 2 号及び第 19 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 34 条の 5 から第 34 条の 7 まで、第 34 条の 8 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 6 第 1 項前段、第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則

第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに附則第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の改正規定及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定（「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める部分に限る。）並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(3) 第34条の6第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項または第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の銚子市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の銚子市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の銚子市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要

耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の銚子市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(鉾子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 鉾子市市税条例の一部を改正する条例（平成26年鉾子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の表以外の部分中「の種別割」を削る。

提案理由

令和８年３月３１日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同年４月１日からその一部が施行されたことに伴い、銚子市市税条例について、軽自動車税における環境性能割の廃止のほか、新築住宅などに係る固定資産税の特例措置の延長及び拡充など所要の改正をしたもので、法律の改正と条例の改正の施行を合わせる必要があり、特に緊急を要したことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、これを議会に報告するものである。

議案第 11 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

銚子市長 越 川 信 一

別 紙

令和 8 年専決処分第 4 号

銚子市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

銚子市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

銚子市長 越 川 信 一

銚子市条例第 2 3 号

銚子市都市計画税条例の一部を改正する条例

銚子市都市計画税条例（昭和 3 1 年銚子市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 1 4 項」を「附則第 1 5 条第 1 3 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 1 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 6 項」を「附則第 1 5 条第 3 5 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 1 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改める。

附則第 1 6 項中「第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」を「第 8 項、第 1 2 項から第 1 6 項まで、第 1 8 項、第 1 9 項、第

第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 8 項及び第 10 項」を「附則第 9 項及び第 11 項」に、「附則第 8 項及び第 11 項」を「附則第 9 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項」を「附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項」に、「附則第 11 項、第 12 項」を「附則第 12 項、第 13 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項を附則第 15 項とし、附則第 13 項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項を附則第 10 項とし、附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）または同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項

第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 7 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の銚子市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

令和８年３月３１日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同年４月１日からその一部が施行されたことに伴い、銚子市都市計画税条例について、バリアフリー改修が行われた劇場などに係る都市計画税の特例措置の拡充など所要の改正をしたもので、法律の改正と条例の改正の施行を合わせる必要があり、特に緊急を要したことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、これを議会に報告するものである。